

宅地内漏水に係る水道料金減免要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和7年2月条例第35号）第49条の規定に基づき、メーター下流側の給水装置における宅地内漏水（以下「漏水」という。）に係る水道料金の減免について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 水道使用者等の善良な管理にもかかわらず、発見できなかったメーターの取り付け部以降の地中、床下等の給水管及びこれに付随する受水槽等の破損、その他企業長が認める事由による漏水に限り、当該漏水を含む計量月分のうち1期間分のみを対象として水道料金の減免を実施する。ただし、漏水箇所が修繕困難な場所である場合又は漏水箇所の修繕完了までに相当の日数が必要であったと認められる場合には、減免する水道料金は、算定された水道料金の額が最も大きい月分を含め、連続する2期間分までを限度とすることができる。

2 前項の規定に関わらず、漏水修繕後1年未満の同一箇所に係る同一の使用者等による再度の漏水は減免の対象としない。

(漏水量等の算出)

第3条 漏水した水量（以下「漏水量」という。）の算出は、減免の適用対象となる計算月分の使用水量から次項に定める平均水量を減じて得た水量とする。

2 平均水量は、当該計算月分の前3期間分の計算月分の使用水量を平均して得た水量（1立方メートル未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）とする。

3 前項の規定による平均水量の算出が困難な場合、又は使用者等の不利益になる場合にあっては、次の各号に定める水量のいずれかを平均水量とする。

（1）当該計量月分の前年同月分の使用水量

（2）修繕が完了した日の属する計量月の翌計量月分の使用水量

4 前項第2号の方法により平均水量を定める場合であって、翌計量月分の使用水量の計量までに長期間を要する場合は、修繕後10日以上使用した水量を日割り計算し、これに認定すべき使用日数を乗じて得た水量を平均水量として用いることができる。

(水道料金の減免)

第4条 メーター口径25ミリメートル未満の使用者等の減免後の水道料金は、次の各号に掲げる水量（1立方メートル未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。）を合計した水量を当該計量月分の使用水量から減じて算出した料金とする。

（1）漏水量が平均水量の2倍以下の部分の水量は、その50パーセント

（2）漏水量が平均水量の2倍を越え平均水量の4倍以下の部分の水量は、その67パーセント

（3）漏水量が平均水量の4倍を越え平均水量の6倍以下の部分の水量は、その75パーセント

（4）漏水量が平均水量の6倍を越える部分の水量は、その80パーセント

2 受水槽等を設置する使用者等又はメーター口径25ミリメートル以上の使用者等の減免後の水道料金は、次の各号に掲げる水量（1立方メートル未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。）を合計した水量を当該計量月分の使用水量から減じて算出した料金とする。ただし、メーター口径25ミリメートル以上の使用者であっても、漏水前における1計量月分あたりの使用水量がおおむね100立方メートル以下の場合は、前項の規定により算出する。

（1）漏水量が平均水量の2倍以下の部分の水量は、その20パーセント

（2）漏水量が平均水量の2倍を越え平均水量の4倍以下の部分の水量は、その25パーセント

（3）漏水量が平均水量の4倍を越え平均水量の6倍以下の部分の水量は、その34パーセント

（4）漏水量が平均水量の6倍を越える部分の水量は、その50パーセント

3 漏水箇所がメーターボックス内である場合の使用者等の減免後の水道料金は、第1項の規定により算出する。ただし、施工不良等、奈良県広域水道企業団の責による漏水である場合は、全漏水量を当該計量月分の使用水量から減じて算出した料金とする。

(災害に起因する漏水)

第5条 震災、風水害、火災その他の災害により漏水した場合は、全漏水量を免除することができる。

(減免申請)

第6条 漏水に係る水道料金の減免を受けようとする使用者等は、企業長に水道料金減免申請書(様式第1号)及びその他企業長が必要とする書類を提出しなければならない。

2 第2条第1項ただし書の規定による水道料金の減免を受けようとする使用者等は、水道料金等減免申請書(様式第1号)と共に、長期日数経過理由書(様式第2号)及びその他企業長が必要とする書類を提出しなければならない。

3 第5条に規定する減免を受けようとする使用者等は、企業長に水道料金減免申請書(災害)(様式第3号)及び罹災証明書並びにその他企業長が必要とする書類を提出しなければならない。

4 減免の申請期間は、修繕完了の日から120日以内とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項や特別な理由があるものについては、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年3月31日までの計量月分における漏水に係る水道料金の減免については、構成団体条例の規定の例による。

水道料金減免申請書

年 月 日

奈良県広域水道企業団企業長 殿

お客様番号
住 所
氏 名
電 話 番 号

次のとおり、水道料金の減免を申請します。

(漏水修繕内容等)

修 繕 完 了 日	年 月 日
漏 水 箇 所	メーターボックス内 ・ 地中配管 ・ 床下 ・ 壁面内部 ・ 屋内 屋外 ・ 受水槽（貯水槽） ・ その他（ ）
修 繕 内 容	
修繕完了に係る 証 明 欄	上記漏水箇所の修繕が完了しました。 住 所 事業者名 印

※指定給水装置工事事業者以外による修繕の場合

☐ 使用した給水装置の材料は、厚生労働省令で定める『給水装置の構造及び材質の基準』に適合したものです。

(減額決定後の還付金振込先)

銀 行 名	銀行 本店 金庫 支店	記 号	※ゆうちょ銀行のみ記入
(フリガナ) 口座名義		種 類	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

【添付書類】

- ・ 通帳の写し（ネット銀行等で通帳不存在の場合は添付不要）
- ・ 漏水修繕前後の写真
- ・ 口座名義人と、申請者（水栓使用者）が異なる場合は、別途「委任状」

(備 考)

長期日数経過理由書

年 月 日

奈良県広域水道企業団企業長 殿

お客様番号
住 所
氏 名
電 話 番 号

私が使用している給水装置で漏水事故が発生し、早急に修繕を依頼しましたが、下記理由により修繕完了まで長期日数を要しました。

修 繕 依 頼 日	年 月 日
修 繕 開 始 日	年 月 日
修 繕 完 了 日	年 月 日
漏 水 箇 所	メーターボックス内 ・ 地中配管 ・ 床下 ・ 壁面内部 ・ 屋内 屋外 ・ 受水槽（貯水槽） ・ その他（ ）
長期日数を 要 した 理 由	
修 繕 完 了 に 係 る 証 明 欄	住 所 事業者名 印

備 考

水道料金減免申請書（災害）

年 月 日

奈良県広域水道企業団企業長 殿

お客様番号
住 所
氏 名
電 話 番 号

次のとおり、水道料金の減免を申請します。

（災害による被害状況等）

災 害 発 生 日	年 月 日
災 害 の 種 類	震災 ・ 風水害 ・ 火災 ・ その他（ ）
漏 水 箇 所	メーターボックス内 ・ 地中配管 ・ 床下 ・ 壁面内部 ・ 屋内 屋外 ・ 受水槽（貯水槽） ・ その他（ ）
被 害 状 況	

（減額決定後の還付金振込先）

銀 行 名	銀行 本店 金庫 支店	記 号	※ゆうちょ銀行のみ記入
(フリガナ) 口座名義		種 類	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

【添付書類】

- ・ 通帳の写し（ネット銀行等で通帳不存在の場合は添付不要）
- ・ 漏水修繕前後の写真
- ・ 口座名義人と、申請者（水栓使用者）が異なる場合は、別途「委任状」
- ・ 罹災証明書の写し

（備 考）